

(公 印 省 略)  
令和2年4月27日

保護者 様

玉村町長 石川 眞男  
(子ども育成課)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための放課後児童クラブへの登所自粛要請期間の延長について

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる登所自粛につきまして、保護者及びご家族の皆さまにはこれまで深いご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。しかし、国の「緊急事態宣言」の全国への拡大や群馬県内の感染者の増加など、現時点においては収束の見通しが立たない状況となっています。

現在、4月13日(月)から5月6日(水)までを登所自粛要請期間としていますが、県内での新型コロナウイルス感染者が増加している現状を踏まえ、下記のとおり、登所自粛要請期間を延長します。

保護者及びご家族の皆さまには、引き続きご負担をおかけしますが、お子様の健康を最優先とした趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

1. 登所自粛要請の延長期間

令和2年5月7日(木)～5月31日(日)

※ 現時点での対応であり、今後の感染状況によって変更することもあります。

2. 登所自粛の考え方について

登所自粛の要請期間中は、できる限り登所をお控えください。ただし、保護者の方の職務上の都合等によりやむを得ない場合は、利用することが可能ですので、各放課後児童クラブにご連絡ください。

3. 使用料(公設)の減免について

4月13日(月)から登所自粛にご協力いただいた場合には、自粛された日分の使用料について、減免(日割計算：240円/日)を適用します。月ごとに精算し、翌月に請求を行う予定ですが、休所されている方は利用を再開してからのお支払いで構いません。なお、5月全日にわたり休所される場合は、お手数ですが5月8日(金)までに電話等でご連絡をお願いします。(届出書の提出は必要ありません。)

◎上陽児童館：64-6565      ◎中央児童館：64-1400      ◎南児童館：64-7654  
◎玉小放課後児童クラブ：61-6181      ◎放課後児童クラブ スマイル：50-0477  
◎芝根小放課後児童クラブ：27-5610      ◎がんばりっこクラブ にしきの(民設)：75-1777

担当：子ども育成課 子育て支援係  
電話：0270-64-7719 (直通)